

○福岡県都市公園条例施行規則

昭和五十二年五月七日

福岡県規則第二十七号

改正 昭和五十六年六月一八日規則第四四号

昭和五十八年三月二九日規則第八号

昭和五十九年四月二六日規則第三四号

昭和五十九年六月一六日規則第四三号

昭和六〇年四月一日規則第一九号

昭和六〇年八月一日規則第四一号

昭和六一年四月一日規則第二一号

昭和六二年七月一日規則第三七号

昭和六三年四月三〇日規則第三六号

平成元年三月三十一日規則第二九号

平成四年三月三〇日規則第二一号

平成四年八月三十一日規則第六三号

平成五年一〇月一日規則第五二号

平成七年三月八日規則第八号

平成七年九月二九日規則第五九号

平成八年四月二六日規則第三五号

平成八年七月二九日規則第四四号

平成九年三月三十一日規則第一七号

平成九年一二月二二日規則第九三号

平成一〇年四月一日規則第一九号

平成一一年三月二四日規則第一一号

平成一二年三月三十一日規則第五五号

平成一三年三月一六日規則第二一号

平成一四年三月二九日規則第一六号

平成一四年十一月一日規則第六八号

平成一五年三月三十一日規則第七号

平成一六年三月二九日規則第一〇号

平成一七年三月三〇日規則第二六号

平成一七年七月二〇日規則第五五号
平成一七年八月一日規則第六九号
平成一八年五月二四日規則第五七号
平成一九年三月二三日規則第一二号
平成二〇年三月三十一日規則第三八号
平成二一年九月三〇日規則第三九号
平成二一年十一月二七日規則第五三号
平成二四年八月二四日規則第四一号
平成二六年三月三十一日規則第二七号
平成二七年七月二一日規則第四九号
平成二八年一月二六日規則第二号
平成二八年四月一日規則第四一号
平成二八年五月六日規則第五三号
平成二九年九月二九日規則第四六号
平成三〇年三月三〇日規則第九号
令和元年七月五日規則第一三号
令和元年八月二〇日規則第一八号
令和二年三月三十一日規則第二一号
令和二年九月一日規則第五五号
令和二年一〇月六日規則第五九号
令和三年三月二日規則第一〇号
令和四年一〇月四日規則第三三号
令和五年三月三十一日規則第二二号
令和五年八月一五日規則第三三号
令和五年十一月七日規則第四三号
令和六年三月二六日規則第一四号
令和六年四月二三日規則第三〇号
令和七年三月二五日規則第一五号
令和八年三月三十一日規則第一四号

福岡県都市公園条例施行規則を制定し、ここに公布する。

福岡県都市公園条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県都市公園条例(昭和五十二年福岡県条例第十二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第二条 次の表の上欄に掲げる許可に係る申請をしようとする者は、同表の中欄に掲げる申請書を同表の下欄に定める期限までに知事に提出しなければならない。

許可区分	申請書	提出期限
都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号。以下「法」という。)第五条第一項前段に規定する公園施設の設置の許可	公園施設の設置許可申請書(様式第一号)	当該許可に係る行為をしようとする日の三十日前(法
法第五条第一項前段に規定する公園施設の管理の許可	公園施設の管理許可申請書(様式第二号)	第七条第五号に規定する仮設工作物
法第六条第一項に規定する占用の許可	公園占用許可申請書(様式第三号)	に係る法第六条第一項又は第三項の
法第五条第一項後段に規定する公園施設の設置及び管理の変更許可並びに法第六条第三項に規定する占用の変更許可	変更許可申請書(様式第四号)	許可の申請にあつては、当該許可に係る行為前)まで
条例第四条第一項ただし書に規定する行為の許可	公園内行為許可申請書(様式第五号)	当該許可に係る行為をしようとする
条例第四条第三項に規定する行為の変更許可	変更許可申請書(様式第四号)	日の五日前まで

(指定の方法)

第三条 条例第二条第一項又は第四条第一項第四号、第六号、第七号若しくは第八号の規定に基づく指定は、知事が告示して行う。

(管理の休止の許可申請)

第四条 条例第九条の公園施設の管理の休止の許可を受けようとする者は、公園施設管理休止許可申請書(様式第六号)を管理の休止をしようとする日の五日前までに知事に提出しなければならない。

(公示の場所等)

第五条 条例第十一条の三第一号の規則で定める場所は、県が設置する都市公園(以下「都市公園」という。)の掲示場とする。

- 2 知事は、条例第十一条の三に規定する方法により公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿（様式第六号の二）を備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させなければならない。

（売却の手続）

第六条 条例第十一条の五の規則で定める方法は、競争入札とする。ただし、競争入札に付しても入札者がない工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

- 2 前項本文の規定による競争入札のうち、一般競争入札については福岡県財務規則（昭和三十三年福岡県規則第二十三号。以下「財務規則」という。）第百四十八条第一項及び第百四十九条の規定を、指名競争入札については財務規則第百六十条の規定をそれぞれ準用する。

- 3 第一項ただし書の規定による随意契約については、財務規則第百六十三条第一項本文の規定を準用する。

（返還の手続）

第七条 条例第十一条の六の規定により、返還を受けるべき所有者等に保管した工作物等又は売却した代金を返還するときは、工作物等返還（申出・受領）書（様式第六号の三）と引換えに返還するものとする。

（届出）

第八条 条例第十五条各号の届出は、都市公園に係る届出書（様式第七号）によらなければならない。

（使用料の納入）

第九条 条例第十二条第一項の使用料は、前納しなければならない。ただし、当該許可の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分をその年度の初めに納めなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、公園施設の設置又は管理に係る使用料については、知事がやむを得ない事由があると認めたときは、四半期ごとに三月分を前納することができる。

（使用料の不還付）

第十条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その一部又は全部を還付する。

- 一 使用しようとする者の責めに帰することのできない理由で使用できなくなったとき。

二 使用料を納入した者が、当該使用の開始の日の四日前までに当該許可の取消しを申し出て、知事がこれを認めたとき。

(使用料の減免)

第十一条 条例第十四条の規定に基づき使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（様式第九号）を知事に提出しなければならない。

2 条例第十四条第二項の規定に基づき減免することができる使用料の総額は、当該公園施設の建設費又は建設資金として寄附を受けた額を超えないものとする。

(徴収金の払込等)

第十二条 指定管理者は、毎月十日までに前月中の使用に係る使用料を指定金融機関に払い込むとともに、その内容を示す計算書を、大濠公園能楽堂及び筑後広域公園芸術文化交流施設に係る使用料にあつては市町村・地域振興部文化局九博・世界遺産・文化施設課長、春日公園に係る使用料にあつては福岡県那珂県土整備事務所長、筑豊緑地に係る使用料にあつては福岡県飯塚県土整備事務所長、中央公園に係る使用料にあつては福岡県北九州県土整備事務所長、筑後広域公園に係る使用料にあつては福岡県八女県土整備事務所長（福岡県南筑後県土整備事務所の管轄区域に係る使用料の場合にあつては福岡県南筑後県土整備事務所長）、旧福岡県公会堂貴賓館に係る使用料にあつては教育庁教育総務部文化財保護課長、その他の公園に係る使用料にあつては福岡県福岡県土整備事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

(使用料の調定)

第十三条 市町村・地域振興部文化局九博・世界遺産・文化施設課長、福岡県那珂県土整備事務所長、福岡県飯塚県土整備事務所長、福岡県北九州県土整備事務所長、福岡県八女県土整備事務所長、福岡県南筑後県土整備事務所長、教育庁教育総務部文化財保護課長及び福岡県福岡県土整備事務所長は、前条の計算書の送付を受けたときは、財務規則第三十四条第三項の調定に準ずる手続をとらなければならない。

第十四条 削除

(申請書及び添付書類)

第十五条 条例第十七条の三第一項の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（様式第十号）によるものとする。

2 条例第十七条の三第一項第二号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 団体の事業及び活動内容に関する書類

二 団体の財務状況に関する書類

三 その他知事が必要と認める書類

(指定管理者の指定の基準)

第十六条 条例第十七条の三第二項第五号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- 二 都市公園の管理の技術に係る指導育成体制が整備されていること。
- 三 その他知事が必要と認める事項

(公園施設等の供用日時)

第十六条の二 条例別表第二に掲げる公園施設及び条例別表第三に掲げる都市公園の一部を利用に供する日及び時間は、別表第一のとおりとする。

- 2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用に供する日及び時間を変更し、又は別に定めることができる。
- 3 前二項の規定にかかわらず、知事が必要と認めた場合は、利用に供する日及び時間を変更することができる。

(利用の申込み及び利用券)

第十六条の三 条例第二条第一項の公園施設を利用しようとする者は、あらかじめ知事の承認を得て指定管理者が別に定める方法により申し込まなければならない。

- 2 条例第二条第一項の承認を受けた者には、あらかじめ知事の承認を得て指定管理者が別に定める利用券を交付する。
- 3 前項の利用券の交付を受けた者は、その利用の際当該利用券を提示しなければならない。

(利用料金)

第十六条の四 条例別表第二の六備考三 3、十備考九 2、十一備考八 2、十五備考二 2 及び十六備考二並びに別表第三備考三 3 の規則で定める障がい者とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
 - 二 療育手帳の交付を受けている者
 - 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 2 条例別表第二の六備考三 3、十備考九 2、十一備考八 2、十五備考二 2 及び十六備考二並びに別表第三備考三 3 の規則で定める介護者とは、福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行

規則（平成八年福岡県規則第五十五号）第九条第五号に規定する身体障害者若しくは身体障がいのある人、前項第二号に定める者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に規定する一級若しくは二級の精神障害者を介護する者とする。

（割増料金）

第十六条の五 条例別表第二の十三備考二の規則で定める額は、千円以上の額で、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めた額とする。

（超過料金）

第十六条の六 条例別表第二の十三備考三の規則で定める額は、次のとおりとする。

- 一 超過時間が正午から午後五時までの場合 超過時間一時間につき、条例別表第二の十三に定める午後一時から午後五時までの額の一時間当たりの額
 - 二 超過時間が午後五時から午後九時までの場合 超過時間一時間につき、条例別表第二の十三に定める午後六時から午後九時までの額の一時間当たりの額
- 2 前項の場合において、超過時間が一時間未満であるときは一時間とし、一時間を超える場合において一時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、一時間として計算する。

（附属設備等料金）

第十六条の七 条例別表第二の一備考三、二備考二、三備考、四備考三、八備考二、十備考十、十一備考九、十二備考五及び十三備考四の規則で定める額は、別表第二のとおりとする。

- 2 条例別表第二の十一備考六の規則で定める額は、使用する電気の実費に相当する額とする。

（利用料金の減免）

第十七条 条例第十七条の六第七項の規定に基づく利用料金の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める利用料金の額について行うものとする。

- 一 指定管理者が都市公園の設置目的を達成するために利用する場合 利用料金の全額
- 二 県又は県教育委員会が、文化又はスポーツの振興のための事業に利用する場合 利用料金の全額
- 三 国又は市町村若しくは市町村教育委員会が、文化又はスポーツの振興のための事業に利用する場合 利用料金の二分の一の額
- 四 文化団体又はスポーツ団体が主催し、かつ県又は県教育委員会が共催して催し又は競技会を行う場合 利用料金の二分の一の額（障がい者福祉の増進のため開催する場合に

あつては全額)

五 条例別表第二の二に掲げる公園施設を学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の児童又は生徒その他これらに準ずると知事が認めた者が学校教育活動の一環として利用する場合 利用料金の二分の一の額

六 条例別表第二の六に掲げる公園施設を学校教育法第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の児童又は生徒その他これらに準ずると知事が認めた者が土曜日に利用する場合 利用料金の全額

七 筑後広域公園芸術文化交流施設の設置目的を達成する事業を行うために条例別表第二の十三に掲げる公園施設を利用する場合 条例別表第二の七に掲げる公園施設のうち筑後広域公園の駐車場の利用料金の全額

八 前各号に掲げるもののほか、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て、特に必要と認める場合 指定管理者が必要と認める額

九 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める場合 知事が必要と認める額
(利用料金の還付)

第十八条 条例第十七条の六第八項の規定に基づく利用料金の還付は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める利用料金の額について行うものとする。

一 天災地変その他利用者の責めに帰することができない理由で利用できなくなった場合 利用料金の全額

二 条例別表第二の十三に掲げる施設の利用の申込みをした者が、利用の日から一週間前までに当該利用の取消しを申し出た場合 利用料金の五十パーセントに相当する額

三 前二号に掲げるもののほか、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て、特に必要と認める場合 指定管理者が必要と認める額

四 前三号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める場合 知事が必要と認める額
附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(福岡県営都市公園の管理等に関する規則の廃止)

2 福岡県営都市公園の管理等に関する規則(昭和三十九年福岡県規則第二十一号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過規定)

3 この規則の施行の際、現に旧規則の規定により許可を申請し、若しくは使用を申し込んでいる者又は使用している者は、この規則の規定により許可を申請し、若しくは使用を申し込んでいる者又は使用している者とみなす。

4 この規則の施行の際現にある旧様式による許可申請書の用紙は、なお当分の間、これを繕つて使用することができる。

附 則（昭和五十六年規則第四四号）

この規則は、昭和五十六年七月一日から施行する。

附 則（昭和五十八年規則第八号）

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十九年規則第三四号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

一 第八条及び第十一条の改定規定、別表第一の改定規定（大濠公園の集会所及び日本庭園に係る部分並びに備考の部分に限る。）並びに別表第二の改正規定（茶道具に係る部分に限る。） 昭和五十九年五月一日

二 別表第一の改定規定（球技場に係る部分に限る。）及び別表第二の改正規定（温水シャワー、会議室及び放送設備に係る部分に限る。） 昭和五十九年十月一日

附 則（昭和五十九年規則第四三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年規則第一九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年規則第四一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年規則第二一号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、昭和六十一年六月一日から施行する。

附 則（昭和六二年規則第三七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年規則第三六号）

この規則は、昭和六十三年五月一日から施行する。

附 則（平成元年規則第二九号）

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成四年規則第二一号）

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成四年規則第六三号）

この規則は、平成四年九月一日から施行する。

附 則（平成五年規則第五二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年規則第八号）

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成七年規則第五九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年規則第三五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年規則第四四号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県都市公園条例施行規則の規定は、平成八年四月二十六日から適用する。

附 則（平成九年規則第一七号）

（施行期日）

1 この規則は、平成九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の福岡県都市公園条例の規定による利用の承認又は許可を受けている者に係る福岡県都市公園条例施行規則別表第二の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成九年規則第九三号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県都市公園条例施行規則の規定は、平成九年四月一日から適用する。

附 則（平成一〇年規則第一九号）抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年規則第一一号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年規則第五五号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第十二条の改正規定中「筑豊緑地庭球場」を「筑豊緑地野球場及び庭球場」に改める部分並びに別表第一及び別表第二の改正規定は、平成十二年五月一日から施行する。

附 則（平成一三年規則第二一号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年規則第一六号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年規則第六八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年規則第七号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年規則第一〇号）

この規則中第一条の規定は平成十六年四月一日から、第二条の規定は同年五月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第二六号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一及び別表第二の改正規定は、平成十七年七月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第五五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年規則第六九号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第八条の改正規定及び第十四条の次に四
条を加える改正規定中第十七条及び第十八条に係る部分は、平成十八年四月一日から施行
する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の福岡県都市公園条例施行規則第七条第三項、第十条第三項及び
第十一条から第十四条までの規定は、平成十八年三月三十一日までの間は、なおその効力
を有する。

附 則（平成一八年規則第五七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年規則第一二号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第三八号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年規則第三九号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則（平成二一年規則第五三号）

この規則は、平成二十一年十一月二十八日から施行する。

附 則（平成二四年規則第四一号）

この規則は、福岡県都市公園条例の一部を改正する条例（平成二十四年福岡県条例第四十五号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二五年四月二七日）

附 則（平成二六年規則第二七号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年規則第四九号）

この規則は、福岡県都市公園条例の一部を改正する条例（平成二十七年福岡県条例第四十号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二八年一二月一日）

附 則（平成二八年規則第二号）

この規則中第十七条第五号及び第六号の改正規定は平成二十八年四月一日から、その他の規定は公布の日から施行する。

附 則（平成二八年規則第四一号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年規則第五三号）

この規則は、福岡県都市公園条例の一部を改正する条例（平成二十八年福岡県条例第二十一号）附則ただし書の規則で定める日から施行する。

（定める日＝平成二八年七月一六日）

附 則（平成二九年規則第四六号）

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

附 則（平成三〇年規則第九号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和元年規則第一三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年規則第一八号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、令和元年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（令和二年規則第二一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年規則第五五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年規則第五九号）

この規則は福岡県都市公園条例の一部を改正する条例（令和二年福岡県条例第四十三号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝令和二年一〇月六日）

附 則（令和三年規則第一〇号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和四年規則第三三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年規則第二二号）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年規則第三三号）

この規則は、福岡県都市公園条例の一部を改正する条例（令和五年福岡県条例第三十一号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝令和五年一〇月二一日）

附 則（令和五年規則第四三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年規則第一四号）

この規則は公布の日から施行する。

附 則（令和六年規則第三〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和七年規則第一五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和八年規則第一四号）抄

（施行期日）

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

別表第一（第十六条の二関係）

公園施設及び都市公園の一部の供用日及び供用時間

区分	公園名	供用日	供用時間
野球場	名島運動公園	一月四日から三月三十一日まで十一月	午前六時から午後六時
	春日公園	一日から十二月二十八日まで	まで
	筑豊緑地	四月一日から十月三十一日まで	午前六時から午後九時
	中央公園	一月四日から十二月二十八日まで	午前六時から午後六時
庭球場	名島運動公園	一月四日から三月三十一日まで十一月	午前九時から午後五時
	筑豊緑地	一日から十二月二十八日まで	まで
	筑後広域公園	四月一日から十月三十一日まで	午前九時から午後九時
	春日公園	一月四日から二月末日まで十二月一日	午前九時から午後五時
		から十二月二十八日まで	まで
集会所	大濠公園	一月四日から十二月二十八日まで	午前九時から午後九時
	西公園		午前八時三十分から午
			後十時まで
球技場	春日公園	一月四日から十二月二十八日まで	午前九時から午後九時
日本庭園	大濠公園	一月四日から五月三十一日まで九月一	午前九時から午後五時

		日から十二月二十八日まで	まで
		六月一日から八月三十一日まで	午前九時から午後六時 まで
大濠公園能 楽堂	大濠公園	一月四日から十二月二十八日まで	午前九時から午後九時 まで
旧福岡県公 会堂貴賓館	天神中央公園	一月四日から十二月二十八日まで	午前九時から午後五時 まで
駐車場	大濠公園 筑後広域公園	一月一日から十二月三十一日まで	午前零時から午後十二 時まで
多目的広場	筑豊緑地	一月四日から三月三十一日まで十一月 一日から十二月二十八日まで	午前九時から午後五時 まで
		四月一日から十月三十一日まで	午前九時から午後九時 まで
	筑後広域公園 (球技場)	一月四日から十二月二十八日まで	午前六時から午後九時 まで
	筑後広域公園 (多目的運動 場)	一月四日から三月三十一日まで十一月 一日から十二月二十八日まで	午前六時から午後六時 まで
		四月一日から十月三十一日まで	午前六時から午後九時 まで
	筑後広域公園 (多目的広場)	一月四日から十二月二十八日まで	午前九時から午後五時 まで
	筑後広域公園 (屋根付広場)	一月四日から十二月二十八日まで	午前九時から午後九時 まで
研修室	名島運動公園	一月四日から三月三十一日まで十一月 一日から十二月二十八日まで	午前九時から午後五時 まで
	筑豊緑地（管理 棟）	四月一日から十月三十一日まで	午前九時から午後九時 まで
		一月四日から二月末日まで十二月一日 から十二月二十八日まで	午前九時から午後五時 まで
	春日公園	三月一日から十一月三十日まで	午前九時から午後九時

			まで
	筑豊緑地（プール棟） 筑後広域公園 （体育館・宿泊施設・プール棟）	一月四日から十二月二十八日まで	午前九時から午後九時まで
屋内プール	筑豊緑地筑後広域公園	一月四日から十二月二十八日まで	午前九時から午後九時まで
屋外プール	筑豊緑地筑後広域公園	七月一日から九月三十日まで	午前九時から午後五時まで
トレーニング室	筑豊緑地筑後広域公園	一月四日から十二月二十八日まで	午前九時から午後九時まで
フィットネスルーム	筑後広域公園	一月四日から十二月二十八日まで	午前九時から午後九時まで
体育館	筑後広域公園	一月四日から十二月二十八日まで	午前九時から午後九時まで
宿泊施設	筑後広域公園	一月一日から十二月三十一日まで	午前零時から午後十二時まで
筑後広域公園芸術文化交流施設の本館施設及び別館施設	筑後広域公園	一月四日から十二月二十八日まで	午前九時から午後九時まで
ドッグラン	筑後広域公園 西公園 春日公園	一月四日から十二月二十八日まで	午前九時から午後五時まで
スケートボード場	筑後広域公園	一月四日から十二月二十八日まで	午前九時から午後九時まで
	春日公園		午前九時から午後五時まで
バイシクル	筑後広域公園	一月四日から十二月二十八日まで	午前九時から午後九時まで

モトクロス 場			まで
オートキャ ンプ場	筑後広域公園	一月一日から十二月三十一日まで	午前零時から午後十二 時まで

備考

- 一 大濠公園の集会所、日本庭園、大濠公園能楽堂、旧福岡県公会堂貴賓館、筑後広域公園の駐車場、筑豊緑地（プール棟）及び筑後広域公園（プール棟）の研修室、屋内プール、屋外プール、トレーニング室、フィットネスルーム並びに筑後広域公園芸術文化交流施設の本館施設及び別館施設については、この表の規定にかかわらず、月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下単に「休日」という。）に当たるときは、その後直近の休日でない日）は、供用しない。
- 二 筑後広域公園（体育館）の研修室及び体育館については、この表の規定にかかわらず、火曜日（火曜日が休日に当たるときは、その後直近の休日でない日）は、供用しない。
- 三 大濠公園の駐車場については、供用時間のうち入出車時間を午前九時から午後十時までとし、筑後広域公園の駐車場については、供用時間のうち入出車時間を午前八時三十分から午後九時三十分までとする。
- 四 筑豊緑地（プール棟）及び筑後広域公園（プール棟）の研修室、屋内プール、トレーニング室並びにフィットネスルームについては、この表の規定にかかわらず、日曜日及び休日の供用時間を午前九時から午後五時までとする。

別表第二（第十六条の七関係）

区分			単位	金額
野球場の照明	名島運動公園		三〇分以内	二、三〇〇円
	筑豊緑地		三〇分以内	三、四九〇円
	春日公園	全点灯	三〇分以内	七、五〇〇円
		六〇パーセント点灯		四、六〇〇円
		四〇パーセント点灯		三、〇〇〇円
球技場の照明	全点灯		三〇分以内	一八、〇一〇円
	七七パーセント点灯			一三、八八〇円
	三二パーセント点灯			五、七〇〇円

	一五パーセント点灯			二、七七〇円
庭球場の照明	名島運動公園		三〇分以内	二六〇円
	春日公園		三〇分以内	五四〇円
	筑豊緑地			
	筑後広域公園			
多目的広場の照明	筑豊緑地（球技場）	全点灯	三〇分以内	一、五五〇円
		半点灯		七七〇円
	筑豊緑地（ソフトボール場）		三〇分以内	六一〇円
	筑後広域公園（球技場）	全点灯	三〇分以内	六三〇円
		半点灯		三一〇円
	筑後広域公園（多目的運動場）	全点灯	三〇分以内	二、四〇〇円
		内野点灯		一、二五〇円
		外野点灯		一、四六〇円
スコアボード			一回	一、三八〇円
放送設備			一回	二、五三〇円
体育館の冷房	筑後広域公園		一時間	九、〇六〇円
温水シャワー			一人・一回	一二〇円
浴場			一人・一回	五二〇円
コインロッカー			一回	五〇円
茶道具			一式	一、五一〇円
			一点	三〇円
自動計時装置			一回	三、四一〇円
移動式電光掲示板			一回	六、八三〇円
フィットネスルームの音響装置			二時間	五七〇円
筑後広域公園芸術	音響装置	大交流施設	一式・一回	一、七三〇円
文化交流施設の本		教室・工房三	一式・一回	一、一五〇円
館施設及び別館施設	演台・花台		一式・一回	六八〇円
	司会者台		一式・一回	二〇〇円
	ダイナミックマイクロホン		一本・一回	三二〇円
	ワイヤレスマイクロホン		一本・一回	九一〇円

卓上型マイクスタンド		一本・一回	六〇円
床上型マイクスタンド		一本・一回	六〇円
ビデオプロジェクター		一式・一回	九四〇円
移動式スピーカー		一式・一回	四六〇円
移動式スクリーン		一式・一回	六一〇円
テレビモニター		一式・一回	六八〇円
電気ろくろ		一式・一回	一、三三〇円
電気窯	本焼	一台・一回	四、二二〇円
	素焼	一台・一回	二、六四〇円

備考

- 一 条例別表第二の十二宿泊施設の利用料金には、浴場利用料を含む。
- 二 筑後広域公園芸術文化交流施設の本館施設及び別館施設の附属設備等（電気窯を除く。）の額は、午前九時から正午まで、午後一時から午後五時まで及び午後六時から午後九時までをそれぞれ一回として算定するものとする。
- 三 筑後広域公園芸術文化交流施設の本館施設及び別館施設の附属設備等を利用時間を超えて利用するときの額は、一時間ごとにこの表に掲げる額の二十五パーセントに相当する額とする。

様式第1号(第2条関係)

公園施設の設置許可申請書				
年 月 日				
福岡県知事 殿				
申請者 住所 氏名(又は名称) 職業(又は営業種目)				
都市公園法第5条第1項前段の設置許可を受けたいので、下記により申請します。				
1 公 園 名				
2 公園施設の種類及び数量	種類		数量	
3 設 置 の 目 的				
4 設 置 の 期 間				
5 設 置 の 場 所				
6 公 園 施 設 の 構 造				
7 公園施設の管理方法				
8 工 事 の 実 施 方 法				
9 工事の着手及び完了の時期	着手 完了	月	日	> 日間
10 都市公園の原状回復の方法				
11 そ の 他				

様式第2号(第2条関係)

公園施設の管理許可申請書				
年 月 日				
福岡県知事 殿				
申請者 住所 氏名(又は名称) 職業(又は営業種目)				
都市公園法第5条第1項前段の管理許可を受けたいので、下記により申請します。				
1 公 園 名				
2 公 園 施 設 の 所 在				
3 公園施設の種類及び数量	種類		数量	
4 管 理 の 目 的				
5 管 理 の 期 間				
6 管 理 の 方 法				
7 そ の 他				

様式第3号(第2条関係)

公園占用許可申請書	
年 月 日	
福岡県知事 殿	
申請者 住所 氏名(又は名称) 職業(又は営業種目)	
都市公園法第6条第1項の許可を受けたいので、下記により申請します。	
1 公園名	
2 占用物件の種類	
3 占用面積又は占用物件の数量	
4 占用の目的	
5 占用の期間	
6 占用の場所	
7 占用物件の管理方法	
8 工事の実施方法	
9 工事の着手及び完了の時期	着手 月 日 > 日間 完了 月 日
10 都市公園の原状回復の方法	
11 その他	

様式第4号(第2条関係)

変 更 許 可 申 請 書	
年 月 日	
福岡県知事 殿 (指定管理者)	
申請者 住所 氏名(又は名称) 職業(又は営業種目)	
※ 都市公園法第5条第1項 都市公園法第6条第3項 福岡県都市公園条例第4条第3項 の變更許可を受けたいので、下記により申請します。	
1 公 園 名	
2 変 更 す る 事 項	(1) 変更前(許可番号 第 号)
	(2) 変更後
3 変 更 す る 理 由	
4 そ の 他	
注 ※のうち該当する根拠規定を ☐ で囲むこと。	

様式第5号(第2条関係)

公園内行為許可申請書	
年 月 日	
福岡県知事 殿 (指定管理者)	
申請者 住所 氏名(又は名称) 職業(又は営業種目)	
福岡県都市公園条例第4条第1項ただし書の許可を受けたいので、下記により申請します。	
1 公園名	
2 行為を行う場所	
3 行為の種類	
4 行為の面積	
5 行為の目的	
6 行為の期間	始期 年月日 時 > 月 日 時間 終期 年月日 時
7 行為の内容	
8 都市公園の原状回復の方法	
9 その他	
注 「行為の種類」は福岡県都市公園条例第4条第1項各号の分類を記入し、「行為の内容」は、その具体的内容を記入すること。	

様式第6号(第4条関係)

公園施設管理休止許可申請書			
福岡県知事 殿		年 月 日	
申請者 住所 氏名(又は名称) 職業(又は営業種目)			
福岡県都市公園条例第9条の許可を受けたいので、下記により申請します。			
1 公 園 名			
2 施 設 の 許 可 番 号			
3 施 設 の 許 可 期 間			
4 施設の種類及び数量	種類		数量
5 施 設 の 構 造			
6 休 止 す る 期 間			
7 休 止 す る 理 由			
8 休止中の維持管理方法			
9 そ の 他			

様式第6号の2(第5条関係)

保 管 工 作 物 等 一 覧 簿							
整理番号	保管した工作物等		保管した工作物等が 放置されていた場所	除却した 年月日	保管を始めた 年月日	保管の場所	備 考
	名称又は種類	数 量					

様式第6号の3(第7条関係)

工作物等返還(申出・受領)書	
年 月 日	
福岡県知事 殿	
申請者	住所
(返還を受けた者)	氏名(又は名称)
	職業(又は営業種目)
福岡県都市公園条例第11条の6の規定に基づき、下記のとおり(工作物等・現金)の返還を受けました(受けます)。	
1 工作物等の返還を受けた日	年 月 日
2 工作物等の返還を受けた場所	
3 返還を受けた工作物等の名称又は種類	
4 返還を受けた工作物等の数量	
5 都市公園法第27条第9項の規定による負担金の額	円
6 返還を受けた金額又は返還を受ける金額	円
※ 受付印	※ 整理番号

注 1 ※のある欄は記入しないこと。

2 受領の際は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

様式第7号(第8条関係)

都 市 公 園 に 係 る 届 出 書				
年 月 日				
福岡県知事 殿				
届出者 住所 氏名(又は名称) 職業(又は営業種目)				
福岡県都市公園条例第15条第 号に該当するので、下記のとおり届け出ます。				
1 公 園 名				
2 届出に係る許可の内容				
3 届出に係る処分の内容				
4 届出に係る行為及び 時期	行為		時期	
9 そ の 他				
注 1 「許可の内容」は、公園施設の管理又は設置許可等について記入すること。 2 「処分の内容」は、監督処分等を記入すること。 3 「届出に係る行為」は、具体的に記入すること。 4 条例第15条第6号に該当する場合は、権利の設定又は移転の相手方を「その他」 の欄に明記すること。				

様式第9号(第11条関係)

使 用 料 減 免 申 請 書				
年 月 日				
福岡県知事 殿				
申請者 住所 氏名(又は名称) 職業(又は営業種目)				
福岡県都市公園条例第14条の規定により、下記のとおり使用料を減免されるよう申請します。				
1 公 園 名				
2 許可の種類及び許可 番号	種類		許可 番号	
3 許可の数量及び期間	数量		期間	始期 年 月 日 終期 年 月 日
4 使 用 料				
5 減 免 申 請 額				
6 理 由				
7 そ の 他				

様式第10号(第15条関係)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書	
年 月 日	
福 岡 県 知 事 殿	
申請者	主たる事業所の所在地
	団体の名称
	代表者の氏名
福岡県都市公園条例第17条の3第1項の規定により、指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。	
公の施設の名称	
公の施設の所在地	
担 当 部 署 名	
担 当 者 職 氏 名	
担 当 者 連 絡 先	電話() — ファックス() —